

長期収載品の選定療養について

令和6年10月1日より、患者様が後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）の処方を選択した場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

【対象となる医薬品】

後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または、後発医薬品への置換率が50%を超える長期収載品。

外来患者様が対象となります。

【対象外となる場合】

- ・医師が医療上の必要があると判断した場合
- ・後発医薬品の提供が困難な場合
- ・バイオ後発品
- ・入院患者様

【負担金額】

長期収載品（先発医薬品）と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と併せてお支払いいただきます。

この機会に、
“後発医薬品の積極的な利用”を
お願いいいたします。